

愛媛県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）実施要綱

（制度の趣旨）

第1条 本資金は、平成30年7月豪雨により被災した、愛媛県内に住所を有する者に対し、当座の生活資金として貸し付けるものとする。

（実施主体）

第2条 本資金の貸し付けの実施主体は社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

（貸付対象世帯）

第3条 平成30年7月豪雨により被災した、愛媛県内に住所を有し、現に愛媛県内で生活している世帯とする。

（貸付額）

第4条 本資金の貸付額は、原則として10万円とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20万円を貸し付けることができる。

- (1) 世帯員に被災による死亡者がいる場合。
- (2) 世帯員に要介護者がいる場合。
- (3) 4人以上の世帯である場合。
- (4) その他、世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で、県社協会長が特に必要と認めた場合。

2 本資金の貸付は、10万円を単位として行うものとする。

（貸付条件）

第5条 本資金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 据置期間は、貸付の日から1年以内とする。
- (2) 償還期間は、据置期間終了後2年以内とする。
- (3) 貸付金に係る利子は、無利子とする。
- (4) 延滞利子は、償還期限後の残元金に対して年5.0%とする。

（貸付手続きの方法）

第6条 借入申込者は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式1）を、現に生活している所在地の市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）を経由して、県社協に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所（被災する前に居住していた住所）
- (3) 生年月日
- (4) 勤務先の名称及び所在地

2 借入申込書及び借用書への捺印は、印鑑又は拇印によるものとする。

（借入申込者の本人確認）

第7条 借入申込書を受け付けた市町社協は、運転免許証又は健康保険証、住民票等により借入申込者の氏名及び住所を確認するものとする。

2 市町社協は、免許証番号又は保険証番号等を控え、複写するものとする。

3 借入申込者が本人確認のできる書類を有していない場合、民生委員、市町職員、市町社協職員による現認を行い、不正な貸し付けが行われることがないように留意するものとする。

(受付及び貸付金の交付)

第8条 本資金の貸付は、実施体制の整った市町から順次開始する。

2 受付場所は、各市町社協とする。ただし、避難所等の運営により、相談場所等の確保ができない場合には、期間を限定し当該市町内に別に設けることができる。

3 受付期間は、県社協が借入申込書の受付終了を宣言する当面の間とする。

4 貸付金の交付は、県社協が借入申込書を受取り、貸し付けの可否を審査の上、貸付決定したものであるについて、速やかに行うものとする。

5 貸付金の交付方法は、原則として金融機関口座への振込とする。

(施行細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

愛媛県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）取扱細則

1 借入申込書の受付窓口

愛媛県内の各市町社会福祉協議会

2 貸付の実施方法

- (1) 各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）の実施体制が整い次第、受付けを開始するものとする。
- (2) 県内他市町から避難している者についての借入申込みの受付は、住所を有する市町社協又は当該避難所等が所在する市町社協が実施するものとする。

3 借入申込書の受理及び貸付審査

(1) 市町社協（借入申込み受付場所）での対応

借入申込書の受理及び貸付審査については、借入申込書及び借用書受理時に、所定の本人確認を通して、該当要件である「指定地域内に住所を有する世帯」であるかを確認するものとする。

「該当する世帯」であることが確認できた場合、当該借入申込者に対し、貸付金の交付方法を説明し、借用書（両面）の控え（コピー）を借入申込者に渡すものとする。

おって、受理した借入申込書については、借入申込書を受理した当日の16時までに、FAXで本会あて送信するものとする。

また、送信した借入申込書については、後日提出するものとする。

(2) 愛媛県社会福祉協議会での対応

借入申込書の提出を受けた場合、所定の貸付審査を行い、貸付の可否決定を行う。なお、貸付審査は、重複貸付及び不正貸付の防止を図る。

4 貸付金の交付方法

原則として、貸付金の交付は、借入申込者が指定する金融機関口座に送金（申込日から起算して金融機関による8営業日以内）するものとする。

例1) 平成30年8月1日（水）申込の場合 ⇒ 平成30年8月10日（金）交付

例2) 平成30年8月10日（金）申込の場合 ⇒ 平成30年8月21日（火）交付

平成30年7月豪雨による被災者の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

貸付内容

- ◇ 貸付対象 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- ◇ 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円以内。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- ◇ 据置期間 貸付の日から1年以内
- ◇ 償還期限 据置期間終了後2年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- ◇ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

貸付に必要なもの

- ◇ 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- ◇ 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- ◇ 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

受付窓口

住所を有する市町社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町社会福祉協議会が受付窓口となります。

県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

相談・申込受付

平成30年12月28日（金）まで